

令和8年度 水田活用の直接支払交付金単価について

令和8年4月17日時点

■ 交付対象者 交付対象水田^{※1}において、販売目的^{※2}の交付対象作物を生産する農家・集落営農組織等

※1：たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外です。

また、令和4年～令和8年において、一度も水稲作付もしくは1ヶ月以上の湛水管理をしておらず、

令和7年、8年において連作障害を回避する取組をしていない農地は、令和9年度以降は交付対象外になります。

※2：実績報告として、出荷・販売を確認できる書類を提出していただきます。

販売を行わなかった、出荷・販売状況を確認できる書類が提出できない場合、交付金の取り下げや返納が発生します。

■ 水田活用の直接支払交付金の単価表（10a当たり・基幹作の場合）

◆ 県及び市協議会段階の加算措置（B及びC）については、今後の国との協議や、予算の配分・取組実績等に応じて、交付単価や技術メニュー等に変更が生じる場合があります。

交付対象作物（水田）	国の基本単価（A）	県段階の加算措置（B）		市協議会段階の加算措置（C）		農業者等への交付単価（A+B+C）
		国設定の加算措置	県設定の加算措置			
小麦	35,000円	—	—	技術メニューに3つ以上取り組んだ場合（※1）	16,000円	35,000円 ～ 51,000円
大豆	35,000円	—	拡大分（※2）12,000円	技術メニューに3つ以上取り組んだ場合（※1）	18,000円	35,000円 ～ 65,000円
飼料作物	35,000円 ※播種を行わない場合 10,000円	—	—	—	—	10,000円 ～ 35,000円
子実用とうもろこし（飼料作物）	35,000円	—	拡大分12,000円	技術メニューに1つ以上取り組んだ場合（※1）	13,000円	35,000円 ～ 60,000円
WCS用稲	80,000円	—	12,000円	—	—	80,000円 ～ 92,000円
加工用米	20,000円	—	—	技術メニューに1つ以上取り組んだ場合（※1）	21,000円	20,000円 ～ 41,000円
飼料用米	収量に応じ、55,000円～105,000円 ※飼料用米は一般品種の場合55,000円～75,000円	—	R6からの複数年契約分（※3）12,000円	技術メニューに2つ以上取り組んだ場合（※1）（※3）	17,000円	55,000円 ～ 134,000円
			新 R8新規契約分（単年契約含む）（※3）12,000円			
米粉用米			新 12,000円	—	—	55,000円 ～ 117,000円
新市場開拓用米（輸出用米等）	—	20,000円 複数年契約（新規分）10,000円	輸出用米12,000円	技術メニューに1つ以上取り組んだ場合（※1）	13,000円	20,000円 ～ 55,000円
そば・なたね	—	20,000円	—	—	—	20,000円
重点振興野菜	<対象品目> 枝豆、にんにく、ピーマン、トマト、ミニトマト			—	10,000円	10,000円
地域振興野菜	<対象品目> 玉ねぎ、アスパラガス（※4）、なす、きゅうり、とうがらし、セリ			—	8,000円	8,000円

（注）複数年契約とは3年以上の契約を指します。

※1：市協議会段階の小麦・大豆・子実用とうもろこし・加工用米・飼料用米・新市場開拓用米は、生産性向上技術メニューの取組を実施することで加算対象となります。各種取組メニューは別紙をご覧ください。

※2：主食用米以外の水稲への輪作を前年大豆面積の2割以上実施した場合に、前年大豆面積から拡大した面積分が加算対象となります。

※3：飼料用米の県段階・市段階の助成については、専用品種（ゆたかまる、えみゆたか）で取り組んだ場合のみ対象となります。

※4：育成期間中のアスパラガスに限り、通常の肥培管理を行うことで交付対象とします。